

=====
コンテンツ (No.16)

今回から、クリックインカムを用いて発信しております。今後の配信依頼、配信停止はhttp://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.htmlでお願いいたします。

1. 展示会でニセモノ摘発
2. 税関による水際保護の運用と法改正
3. 中国企業向け知的財産管理セミナー
4. 上海工商行政管理局における外国商標保護
5. 著名商標が新たに認定
6. 渉外商標事務所が増加
7. セミナー中止のお知らせ

1. 展示会でニセモノ摘発

昨年、11月30日～12月4日まで北京市内の国際展覽中心において北京国際モーターショーが開催され、オートバイを中心に6カ国からメーカー約200社が出展したが、開催期間中、ホンダが展示品の中からニセモノ摘発を行い大きな話題を呼んだ。

摘発を受けたのはいずれも中国内のオートバイメーカーであり、会場に展示されていた6車種が工商行政管理局の手によってその場で押収・撤去された。

事件を報道した「環球摩托」誌(2000年第2号)は、その場でのやりとりを以下のように報道している。

某メーカー「ホンダが商標を登録しているのを我々はどうして知らないのか?」。工商局員「ホンダが登録してあることをわざわざ通告しなければならないのか?」。某メーカー「登録商標ならマルRの印があるはずだ。それが無いのにどうして登録商標といえるのか?登録商標と知っていれば我々もこんなことはしない!。ホンダの自体と我々の自体は同じではないでしょう!」。見物人「おまえ達の文字とホンダの文字は全く同じだ。意味も同じだ。これでもまだ侵害を認めないのか。」

工商局員も関係者のレベルの低さに呆れ顔。理屈の通らないことを繰り返す相手に対して「工商局へ行って、言い分を聞いてやる。違法でなければ引き続き商売を認めてやる。」と言い放った模様とのこと。

このように、中国では不正商品が堂々と展示会で出品されることが少なくない。毎年春、秋に開催される有名な広州交易会では知的財産権局や工商局が会場に人員を派遣しており、その場で取締を受け付けている。一般のマーケットを調査するにはかなりの時間と経費が必要だが、展示会を利用するとその場で業者を特定することも可能であり、初歩的ではあるが、かなり効率的な調査手

法と言うことになる。2000年に中国の主要都市で開催される国際的見本市は500弱であり、いつ、どのような見本市が開催されるかについては、例えば、<http://www.tokeizai.com.cn> で調べることができる。

2. 税関による水際保護の運用と欧米企業の対応

中国では税関（海関）により知的財産権侵害品の水際措置が執られており、中国からの輸出についても、予め税関に登録商標等の知的財産権を登録しておくことによって輸出差し止めをすることができる（中国税関の水際保護措置については、China IP News Letter No.11 参照）。近年、中国からの不正商品は世界中のマーケットに輸出されており、中国税関の活用はこのような被害を食い止める有効な方法となり得る。

しかし、中国税関の水際保護については、輸出差し止め申請時に、商標権者等が輸出貨物の FOB 価格と同額の担保金を積む必要がある（税関保護条例 14 条）。この担保金は、差し止め申請が不適法であったため輸出入業者等に損害を与えた場合に補填されるためのものであるが、輸出規模によってはかなりの金額になり、特に、複数の地域で同時に事件が発生する場合には、商標権者の金銭負担が膨れ上がり、制度活用の障害となっていた。また、差し止め期間中の倉庫保管料も権利者側の負担であったが、これが相場から見てかなり高値に設定されていることも問題点の一つとして指摘されていた。このため、日本企業はあまりこの制度を活用していないのが実状で、これまで税関に登録された知的財産権約 1,800 の内、日系企業からの登録は 30 あまりに過ぎない。

ところで、中国の法制や運用にこのような不備があった場合、欧米企業と日系企業の対応は対照的である。例えば、上記の水際保護の場合、欧米企業は実際に地元税関と積極的な交渉を行い、特定の金融機関の口座に過去の事件の平均的な担保金を積み、これを複数の事件に同時に適用できるようにしてもらって、実質的に担保金を減額したり、あるいは、輸出入貨物の違法性がかなり確実な場合に、担保金を 25%～50%の範囲に減額してもらうといった運用をとってもらっている。これらの背景には、税関では一部の積極的なユーザーに対して新しい運用を試験的に適用しながら運用の改善を模索しているといった事情もあるが、一般的に中国では法律・規則の適用は、当事者の関係如何により柔軟に運用されることが多いので、条文だけを見てあきらめず、当局と交渉してみることが必要である。

また、税関では現在保護条例の改正も検討しており、不適法な差し止め申請により輸出入業者に損害を与えた場合、税関が責任を負わず、全て差し止め申請者が責任を負うことを条件にして、担保金制度を全廃することも検討している模様である。このような法改正の方向についても、欧米企業は 1 社の意見を述べるだけでなく、企業グループとして意見をとりまとめ、集団で交渉することにより影響力を強めている模様である。

3．中国企業向け知的財産管理セミナー

本年1月5日より14日にかけて、知的財産協会元理事長の小川氏、現理事長小原氏、副理事長樋口氏、松下電工川瀬氏らが中国を訪れ、小原氏と川瀬氏が北京市で、小川氏と樋口氏が上海市、広州市でそれぞれ中国企業向けに企業における知的財産権管理についてのセミナーを開催した。

このセミナーは、日本の通産省、中国国家経済貿易委員会の指導の下、慶応大学と中国の清華大学の間で行われている3E研究院事業の一部として行われたもので、今回は国家知識産権局の協力も得て第1回の事業として開催された。

中国の知的財産権界全体を概観すると、知識産権局はPCTの審査庁になっており、商標局もマドプロに既に加盟していることから行政部門は一応世界的なスタンダードに達していると言える。また、代理人も国際出願を取り扱う大規模事務所がいくつか存在しており、数は少ないながらも世界的なスタンダードを満たしていると言える。一方、出願人の状況は、研究者が大勢いる企業であっても特許出願等が少なく、企業内に知財担当部門がなかったり、担当部門があっても自社の出願件数を把握していないなど管理の不足が目立つ。制度が円滑に運用されるためには、行政、ユーザー、代理人のレベルがそれぞれバランスよく発展していることが必要であることはいうまでもないが、中国ではユーザーのレベルが谷間になっており、中国当局もこの点を喫緊の課題として認識している。

今回のセミナーでは各都市100名から80名程度の関係者が参加し、日本企業の知財管理の平均的な状況と、個別企業での実例について約4時間にわたって講義が行われた。質疑応答の際には、発明者報奨金制度、外部事務所の活用、企業トップとの関係等多岐にわたる事項について熱心な質問が寄せられ、関心の高さが伺われた。

中国ではWTO加盟をひかえて、知的財産権制度の一層の整備や今後の中国企業の国際競争力に重大な関心がもたれている。とりわけ企業の国際競争力を支えるのは技術力とその知的財産権による保護であることも指摘されており、今回のセミナーはこうした意味では時機を得たものといえる。広東省では今回のセミナーを期に、企業経営者をとりまとめて日本の企業知財管理の研修団を派遣することが検討され、今後の日中両国企業の交流の継続が期待される。

4．上海工商行政管理局における外国商標保護

上述の中国企業向けセミナーを上海で開催した際、上海市工商行政管理局を表敬訪問したところ、商標監督管理処の Mr. Xing 処長より、上海市工商局では、過去に侵害事件が発生した外国の有名商標をリストに登録し、市場監督の際に重点的にチェックする体制を取っていることが紹介された。このリストには現在63の外国ブランドが登録されており、ブランド、主要商品及び工商局が市場等でニセモノを発見した場合の各ブランド所有者の上海市内の連絡先が記載されている。日系企業としては、東芝、ソニー、YKK、花王、SEIKO、美津濃、富士フィルムが登録されているが、現在登録されていない商標であっ

ても、侵害品の鑑定等で工商局の活動に協力する用意のある企業であれば、無料で掲載してくれるとのことであった。登録を希望する場合は上海市工商行政管理局商標監督管理处（住所：上海市長安路 1001 号 1 号楼 519 室、郵編 200070、電話 6317-2734、処長 Mr. Xing Dongsheng）に連絡して要請することができる。

また、上海市でニセモノ、商標権侵害品を発見した場合には、領収書を取って商品の一つ購入し、その商品が侵害品であることの説明を記載して商標管理处に持ち込めば、直ちに取り締まるとのことであった。店先でニセモノかどうかについて議論することは当然に危険なので、黙って一つ購入し、工商局に持ち込んでもらうのが最も簡便で安全な方法とのことであった。

5．著名商標が新たに認定

昨年 12 月 29 日に商標局は、著名商標として新たに 66 の商標を認定した。これで合計 153 の著名商標が認定されたことになる。今回認定された商標も全て中国企業のもので、外国企業の商標は認定されなかった。

6．渉外商標事務所が増加

昨年 12 月 30 日に工商行政管理局は、新規の商標事務所及び渉外商標事務所として新たに 20 の事務所を認定した。これで、渉外商標事務所は合計 72 事務所となった。現在商標事務所は 136 事務所あるので、半数強が外国事務を行い得る渉外事務所であることになり、渉外事務所制の規制は徐々に緩和されつつあることになる。

7．セミナー中止のお知らせ

前回 No15 でお知らせした、中国（工商行政管理局 商標局）知的財産権セミナー（平成 12 年 2 月 24 日、発明会館 地下ホール、中国商標法の紹介 出願・方式等の実務について、講師：中国商標局 Mr. Lu Yangang、Mr. Gong Jianzhong）は、事務局の都合により中止となりました。

（問い合わせ先：発明協会 アジア太平洋工業所有権センター、TEL：03-3503-3027、FAX：03-3503-3239）

China IP News Letter =====

日中経済協会 北京事務所 知財ニュース 2000/1/29 号 (NO.16)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りしています。

配布の停止、追加等は

http://clickincome.net/mg_lt/mag/m00002317.html

ご意見・ご質問・ご感想等は、

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 2000 Kazuo Seki, all rights reserved
